

第14次立川労働基準監督署労働災害防止計画

14次防キャッチフレーズ

～Safe Work TOKYO～ **トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**

立川労働基準監督署では、2023年度（令和5年度）を初年度とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」の策定を受け、管内における労働災害防止の取組を推進するため、「第14次立川労働基準監督署労働災害防止推進計画」を策定した。



2022年

- 死亡災害 **2人**
- 死傷災害 **849人**

「行動災害」 転倒、動作の反動・無理な動作、墜落・転落で61%を占める状況

「製造業」 57人と減少傾向も、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生

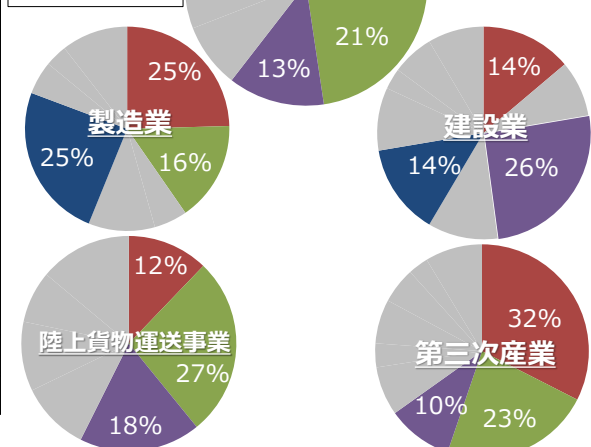
「建設業」 94人と増加傾向で、墜落・転落災害が多く発生

「陸上貨物 115人と横ばい傾向で、動作の反

「第三次産業」 555人と増加傾向で、転倒災害が多く発生

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
製造業	98	86	83	84	57
建設業	65	77	53	68	94
陸上貨物運送事業	112	97	97	115	115
第三次産業	479	477	493	541	555
小売業	122	88	139	129	146
社会福祉施設	75	109	86	118	130
飲食店	50	50	42	57	45
ビルメンテナンス業	30	33	23	40	46
上記以外の業種	37	31	24	29	28
全産業	791	768	750	837	849

- 転倒
- 動作の反動・無理な動作
- 墜落・転落
- はさまれ・巻き込まれ



【表】13次防期間中の災害発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）

【グラフ】事故の型別災害発生状況（2022年）

計画期間 2023年度～2027年度

目 標

1 死亡災害及び死傷災害の着実な減少

- 死亡災害を**1人以下**とする。
- 死傷災害を**806人以下**とする。

- ※ 東京労働局14次防計画で示しているアウトカム指標の達成を目指した場合の期待される結果を目標数値とする。
- 死亡災害—2022年と比較して2027年までに5%以上減少
 - 死傷災害—2022年と比較して2027年までに減少に転ずる（当署では5%以上減少を目指す）。

2. 労働災害防止対策の推進

2022年と比較して、2027年までに以下を減少させる。

- 全業種における行動災害
- 製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害
- 建設業における足場等からの墜落・転落災害
- 陸上貨物運送事業における腰痛等の動作の反動・無理な動作による災害
- 第三次産業における転倒災害

3. 労働者の健康確保対策の推進

13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で以下を減少させる。

- 過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患
- 災害性腰痛等の職業性疾病
- 化学物質等に関連する死傷災害

現状と課題

計画期間・目標

実施事項（監督署が取り組む事項）

○労働災害防止対策の推進

	項目	実施事項
労働災害防止対策の推進	行動災害の防止対策	とりわけ転倒災害防止の推進のため、各種啓発ツールや、骨密度、口コモ度、視力等の発生リスク「見える化」の手法等の周知・指導を行う。
	製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策	機能安全の推進、リスクアセスメントの確実な実施等について周知・指導を行う。
	建設業における足場等からの墜落・転落災害防止対策	墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止の強化に係る改正労働安全衛生規則について周知・指導を行う。
	陸上貨物運送事業における腰痛等の動作の反動・無理な動作による災害防止対策	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施、トラックからの荷の積み下ろし作業における墜落・転落防止の強化に係る改正労働安全衛生規則について周知・指導を行う。
	第三次産業における転倒災害防止対策	小売業及び介護施設を中心とした「SAFE育成支援事業」の推進、関係機関との連携による集団指導等において、行動災害の防止対策と同様の周知・指導を行う。
労働者の健康確保対策	過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患対策	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働削減、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づくメンタルヘルス対策の徹底等について周知・指導を行う。
	災害性腰痛等の職業性疾病対策	「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の推進として、腰痛予防体操（いきいき健康体操）、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等について周知・指導を行う。
	化学物質等に関連する災害防止対策	ラベル・SDSの伝達、リスクアセスメント結果を踏まえたばく露濃度基準の遵守、化学物質管理者の選任など、新たな化学物質規制に基づく措置の徹底等について周知・指導を行う。

○労働災害ゼロを目指して！！

6月30日は ろう さい ぜろ

630

の日

第14次立川労働基準監督署労働災害防止計画の推進期間中、毎年**6月30日**を「**労働災害ゼロ（630）の日**」として、労働災害0と職場における積極的な安全衛生活動の推進について周知啓発を行います。



立川署 お知らせ

検索